

鳥取県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鳥取県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 学び直し支援金は、高等学校等を中途退学した者が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、鳥取県に所在するもの（地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び法第14条の規定による就学支援金に関する特例に定められた私立高等学校等を除く。以下「私立高等学校等」という。）において、再び学び直す場合に支給することにより、私立高等学校等における教育費に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(学び直し支援金の支給)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、私立高等学校等が次項の認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）の授業料を軽減する事業に対し、予算の範囲内で学び直し支援金を支給する。

- 2 学び直し支援金の支給対象となる生徒は、別に定めるところにより、学び直し支援金の支給対象であることについての知事の認定を受けた生徒とする。
- 3 学び直し支援金の額は、私立高等学校等が受給権者の授業料を軽減した額の10/10（法第3条第1項の就学支援金に相当する額を上限とする。）とする。

(交付申請の時期等)

第4条 学び直し支援金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付の決定)

第5条 学び直し支援金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うこととし、交付決定通知書（様式第3号）を私立学校等（以下「補助事業者」という。）に交付する。

(変更の申請)

第6条 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(交付の変更承認)

第7条 知事は、補助事業者から前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更承認決定通知書（様式第5号）を補助事業者に交付する。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、学び直し支援金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 学び直し支援金に係る実績報告書は、当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(学び直し支援金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、学び直し支援金の交付決定額（第7条の規定による交付の変更承認をした場合は、その承認された額）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき学び直し支援金の額を決定した場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、その超える部分の学び直し支援金の返還を命ずるものとする。

(学び直し支援金の経理)

第11条 補助事業者は、学び直し支援金について学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従ってその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行し、平成26年度分の学び直し支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

鳥取県私立高等学校等学び直し支援金事務取扱要領

平成27年3月12日 制定

平成30年7月1日 改訂

令和2年5月14日 改訂

令和3年4月7日 改訂

鳥取県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項及び第12条により、要綱の施行に必要な事務の取扱は、次のとおりとする。

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「補助金」という。）は、都道府県が、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定通）」という。）は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

なお、ここで言う「学び直し支援金」とは、本補助金の補助要件を満たす都道府県事業の総称であり、特定の事業形態を指すものではないが、学び直し支援金の支給事務は、基本的に就学支援金の支給事務と同様となることが想定されるため、事務の実施にあたっては、本通知のほか、就学支援金の事務処理要領を適宜参照されたい。また、就学支援金と同様の支給事務を実施する場合は、就学支援金の様式を適宜加筆・修正するなどし、ご活用いただきたい。

1 補助金の交付手続について

- (1) 補助金の交付手続については、交付要綱によること。
- (2) 補助金の支払は、就学支援金制度と同様に行うこととし、交付手続に係る標準的なスケジュールは以下のとおりとする。

4月 交付申請書の提出 【学校→県】

交付決定 【県→学校】

7月 変更承認申請の提出 【学校→県】

変更交付決定 【県→学校】

7月、10月 所要見込額調査（対象者数及び所要見込額）

※当該年度の執行計画及び翌年度予算要求の参考に使用。

3月 実績報告書の提出 【学校→県】

翌年度4月 額の確定 【県→学校】

※支払方法は、別途協議。

2 学び直し支援金について

(1) 対象となる学校

補助金の交付対象となる学校は、就学支援金の対象校と同じであり、公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるものとする。

※1 対象となる国家資格者養成施設

○理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの

- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

(2) 対象となる者

補助金の算定対象となる者は、(1)の高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（高等学校等（定通）は48月）

※ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者（※）であった者に限る。）

※公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

- ⑤ 高等学校等を退学したことのある者
※ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。
- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者
※高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
※令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。
※単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

- ① 補助金の算定対象となる学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。
※高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- ③ 学び直し支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について
 - i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合
学び直し支援の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、高等学校

等（定通）以外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）という。）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

ii) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合

学び直し支援の対象者が高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における学び直し支援金の支給期間を2分の1として計算するものとする。

※単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

(4)支給額及び支払限度額

補助金の算定対象となる学び直し支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

※令和2年3月以前から学び直し支援を受けている生徒についても、令和2年4月以降は改正後の支給限度額を適用する。ただし、単位制高等学校等の生徒であって、改正前の支給限度額を年額により設定している場合などに、改正前の支給限度額のほうが改正後の支給限度額よりも高くなることもあるが、このような場合の令和2年4月～6月分の支給については、改正前の支給限度額を適用することとして差し支えない。

※令和2年4～6月分の支給額決定に際して、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、改めての所得判定を不要とする。

※単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

(表1)

		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74 単位、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74 単位、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校高等課程・一般課程 昼間学科 夜間等学科 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74 単位、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—

※令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定にあたっては、上記表1中「通算74単位、年間30単位まで」とあるのを「通算74単位まで」と読み替えるものとする。

(5)所得に応じた支給

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、公私立の高等専門学校及び専修学校高等課程・一般課程並びに私立の各種学校の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、表1の学び直し支援金の支給限度額に加算額を加えた額を上限とする。

また、全ての支給対象高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した以下の期間ごとに定める基準により判断する。

- ① 令和2年6月支給分まで

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額（以下「所得割合算額」という。）

支給区分	所得割合算額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000 円以上	年収 910 万円以上程度
支給限度額	257,500 円以上 507,000 円未満	年収 590～910 万円未 満程度
支給限度額+加算額	257,500 円未満	年収 590 万円未満程度

② 令和2年7月支給分以降

保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

<計算式>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	304,200 円以上	年収 910 万円以上程度
支給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満	年収 590～910 万円未 満程度
支給限度額+加算額	154,500 円未満	年収 590 万円未満程度

(6) 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、「私立高等学校等学び直し支援金・受給資格認定申請書」に保護者等（生徒の親権を行う者等）の課税所得額（課税標準額）の市町村民税の調整控除額等（令和2年6月支給分までの受給資格認定書においては、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額）を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、必要に応じて、補助事業者を経由して、県に提出し、その認定を受けるものとする。

ただし、県において、別の方法により、生徒本人の受給の意思及び支給要件を確認することとした場合はこの限りでない。

(7) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者が、毎年度、県の定める日までに、課税証明書等を添付した「私立高等学校等学び直し支援金・収入状況届出書」を、必要に応じて、補助事業者を経由して、県に提出するものとする。

ただし、県において、別の方法により、所得要件を確認することとした場合はこの限りでない。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を、補助事業者を経由して、県に申し出ることができる。

ただし、県において、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りでない。

(9) 学び直し支援金の支給方法

補助事業者に支給するものとする。

(10) 県及び学校における事務

交付要綱及び事務取扱要領に定めるもののほか、学び直し支援金に関する県及び学校の事務手続きについては、鳥取県高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）を参照の上、就学支援金同様の事務を行うものとする。

3 1単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下の取扱いを標準とする。
ただし、波線箇所を除き、県の実情に応じた算定ルールを設ける場合にはこの限りではない。

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等（全日制）：12月
- ② 高等学校等（定通）：24月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数
 - iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

※iの単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも前に取得した単位（就学支援金の支給対象単位以外）など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、学び直し支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除くこととして差し支えない。

- ・現籍校において学び直し支援金の支給開始月よりも後に取得した単位
- ・併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
- ・年間30単位上限により学び直し支援金の支給対象とならなかった単位

※上記には、学び直し支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

- ③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※一の年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

※30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月（履修を開始した月）の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。

※令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給については、3（2）③の規定は適用しない。

(3) 支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、国が定める高等学校等就学支援金の事務処理要領第II第一章を参照。

(4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

- ① 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。
- ② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象として

差し支えない。

- ③ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。
- ④ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（(1)に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（(2)①に係る残りの単位数）であり、前籍校における(2)②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において(2)②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、(2)①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有していないこととする。
- ※単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、国が定める「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」の別添イメージ図を適宜参照。

4 留意事項

- (1) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、県及び支給対象高等学校等の設置者において、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。特に学校現場で生徒の世帯収入を把握することについては、世帯の所得を学校に知られたくないという保護者等の意見があることも踏まえ、申請書類の内容を学校ではなく県等で確認できるようにすることが望ましいこと。
- また、生徒・保護者等のプライバシーにかかわる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。
- (2) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、2(6)(7)の標準的な手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。

(施行期日)

この取扱要領は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

(施行期日)

この取扱要領は、令和3年4月7日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。